

千葉県告示第37号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第115条の5第2項及び第115条45の第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定事業者の廃止の届出がありましたので、同法第78条、第78条の11及び第85条及び115条の10並びに千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第10条第1項の規定により告示します。

令和3年1月25日

千葉市長 熊谷俊人

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社アイケイエフ	居宅介護支援ふれあいセンター	千葉県千葉市中央区赤井町10-3	居宅介護支援	令和2年 12月31日
有限会社コミュニティ	デイサービス笑顔	千葉県千葉市中央区神明町211-1	通所介護相当サービス	令和2年 12月31日
株式会社四葉	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 らるご桜木	千葉県千葉市若葉区桜木7-7-40	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和2年 12月31日
株式会社アイケイエフ	ふれあいセンター	千葉県千葉市中央区赤井町10-3	訪問介護 訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス	令和2年 12月31日
医療法人社団青草会	篠崎通所リハビリテーション	千葉市若葉区若松町2121番地	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和2年 12月15日
株式会社インターネットインフィニティー	レコードブック 稲毛海岸	千葉県千葉市美浜区高洲3-14-3 ドレミビル101号室	地域密着型通所介護 通所介護相当サービス	令和2年 12月31日